

福祉サービス評価推進センターぐんま

評価機関認証実施要領

福祉サービス第三者評価認証要綱の実施要領を次のように定める。

(法人)

第1条 要綱第2条(1)にいう「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、営利法人等、法人の形態は特に問わない。

(福祉サービスを提供していない)

第2条 要綱第2条(2)に規定する「福祉サービス」とは次に掲げる各号をいう。

- (1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業(但し、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く)
- (2) 介護保険法で規定されるすべてのサービス。
- (3) 前項(1)、(2)に属しない群馬県、市町村が委託、補助等をしている社会福祉に関する施設。

2 要綱第2条(2)に規定する「福祉サービスを提供していないこと」とは、同一法人内で評価対象の福祉サービスを経営・運営されていないことをいう。

(福祉サービス事業者及び経営者)

第3条 要綱第2条(3)に規定する「福祉サービス事業者及びそれを経営する者」とは、福祉サービスを提供する事業所等の長及びその経営者のことをいう。

(評価を決定する委員会等)

第4条 要綱第2条(4)に規定する「評価を決定する委員会等」(以下「評価決定委員会」という。)については次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 評価決定委員会の委員は、評価を受審する福祉サービス事業者と次に掲げるような利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場であること。
以前または現在、評価を行う事業者、法人に所属していないこと。
評価を行う事業者、法人内の役員、職員との親族関係(4親等以内)にないこと。
- (2) 評価決定は、合議制であること。
- (3) 評価決定委員会は「運営管理部門」・「専門部門」・「一般部門」の3部門の所属委員で、3人以上(各部門1名以上)の構成であること。
- (4) 評価決定委員会委員は、評価調査者と兼務していないこと。

(評価調査者)

第 5 条 要綱第 2 条 (5) に規定する「評価調査者」については、常勤、非常勤、登録など、雇用形態は問わないが、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 評価調査者は、評価を受審する福祉サービス事業者と次に掲げるような利益相反関係にないこと。
以前または現在、受審事業者、法人に所属していないこと。
受審事業者、法人内の役員、職員との親族関係 (4 親等以内) にないこと。
- (2) 同時に複数の評価機関に所属して、評価調査者並びに評価決定委員会の委員になっていないこと。
- (3) 評価調査者は、次の各号に掲げる 3 分野 (運営管理部門・専門部門・一般部門) からの評価調査者を擁していること。
「運営管理部門」を評価する調査者については、福祉、医療、保健分野の組織運営管理業務を 3 年以上経験している者又は経営相談等の業務に 3 年以上携わった者。
「専門部門」を評価する調査者については、福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者で当該業務を 3 年以上経験していること。
「一般部門」からの評価調査者については、社会福祉の基礎的な知識と理解を有する者で、評価を行う福祉サービスについて、公正中立に評価を行えること。
- (4) 推進センターの実施する評価調査者養成研修を受講していること。
- (5) 評価機関が評価調査者の係わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類を付与されていること。

(第三者評価の方法)

第 6 条 要綱第 2 条 (6) に規定する「推進センターが定める評価の方法」については次のとおりとする。

- (1) 推進センターが定めた「福祉サービス第三者評価についての基本的な視点」に基づいた評価を実施すること。
- (2) 評価の手順
事業者と評価機関は評価についての契約を交わす。
評価基準に従って事業者は自己評価を行う。
事業者の自己評価結果を元に、評価調査者が実地調査を行う。
評価調査者は実地調査の結果等を評価決定委員会に報告する。
評価決定委員会は、報告内容を審査した上で、最終的に評価を決定し、事業者に報告する。
- (3) 実地調査については、運営管理部門・専門部門・一般部門の各分野から 1 名以上の全体で 3 名以上の評価調査者が一貫して行うこと。

(評価結果の報告)

第7条 要綱第2条(7)に規定する「定められた方法により評価結果を報告すること」については、(報告公表様式)により、事業者との契約締結後、概ね6カ月～8カ月後に推進センターに事業者毎に報告するものとする。

- 2 推進センターへの評価結果の報告にあたっては、事業者との相互確認を必ず経ているものとする。

(評価結果の公表)

第8条 要綱第2条(7)に規定する「報告内容を公表すること」については、次のとおりとする。

- (1) 推進センターのホームページへの掲載
- (2) 評価機関の事務所の所在地での閲覧
- (3) 推進センター事務局での閲覧

(苦情解決体制)

第9条 要綱第2条(8)に規定する「苦情解決体制」については、受審事業者からの評価内容に関しての苦情を調整する体制をいうが、その他は次の掲げる各号をいう。

- (1) あくまでも、受審事業者と評価機関の契約に基づいて、両者で解決を行う。
- (2) 受審事業者と評価機関との調整がつかない場合には、推進センターに報告する。

(認証の取消)

第10条 要綱第9条第1項(2)に規定する「不正な行為」とは次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価事業の信頼性を著しく損なうような評価を行うこと。
- (2) 事業者から受審料以外の不当な金品を受け取ること。
- (3) 守秘義務に反すること。
- (4) 契約の不履行。
- (5) 法令に違反すること。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年9月6日から施行する。